·内閣提出法律案(一件) 〇科学技術特別委員会

5 💥	号番
改正する法律案新技術事業団法の一部	件
を  衆	名 院議先
二 五	月提日出
字 一	付委 参 員 託会
1	議委 議 決会
可言先決元	議本 会院 決議
科学技術 二	託会
可 三 <sup>五</sup> 決	議委議決会
可長	議本 会院 決議
	備考

(注) ※は予算関係法律案

## 新技術事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

## 要旨

一、研究交流の促進に関する業務の追加でのさおりである。一定の改正を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。一交流の促進に関する業務等を追加し、研究交流を総合的に促進す交流の促進に関する業務等を追加し、研究交流を総合的に促進する法律案は、新技術事業団が産学官の研究者を結集し、基礎的

情報の提供等の業務を追加する。 政府以外の者との間の共同研究のあっせん、研究交流に関する政府以外の者との間の共同研究のあっせん、研究交流に関する機関への研究者の派遣、研究集会の開催、国の試験研究機関ととを追加するとともに、業務の範囲に国内及び国外の試験研究新技術事業団の目的に研究交流の促進に関する業務を行うこ

研究交流に関する重要事項を追加する。新技術事業団に設置されている新技術審議会の審議事項に、二、新技術審議会の審議事項の追加

移転に伴い、主たる事務所の所在地に関する規定を改正する。国の行政機関等の移転に関する閣議決定に基づく同事業団の三、主たる事務所の所在地に関する規定の改正

## 委員長報告

果を御報告申し上げます。 律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結ただいま議題となりました新技術事業団法の一部を改正する法

の改正等を行うものであります。もに、同事業団の移転に伴う主たる事務所の所在地に関する規定等を追加し、研究交流を総合的に促進する体制の整備を図るとと本法律案は、新技術事業団に研究者の交流の促進に関する業務

て吉岡委員から本法律案に対し反対する旨の意見が述べられまし質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表しいて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。の現状、科学技術特別研究員事業における身分、研究条件等につ委員会におきましては、本案提出の背景、趣旨、国際研究交流

よう、は生きではする、は質問へのなっけられるで、最后できるのと決定いたしました。 | 討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案

た。

した。
れ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしまれ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしまなお、本法律案に対し、三項目から成る附帯決議案が提出さ

以上、御報告いたします。